# 公益社団法人佐倉市シルバー人材センター 地域班設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人佐倉市シルバー人材センター(以下センターという)に設置する地域班の組織及び運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 地域班は同一地域に居住する会員が、①互いに連絡を密にし親睦を深めること、②センター会員としての意識を高めること、③地域社会に対しセンター 事業の普及に努めることにより、自主・自立、共働・共助の理念に基づくセンター運営に寄与することを目的とする。

(組織)

- 第3条 佐倉市全地域を5地区に分ける。
  - (1) 佐倉・和田地区、志津北地区、志津南地区、臼井・千代田地区、 根郷・弥富地区
  - (2) 各地区内に会員数に応じて班を置く。
  - (3) 前項の班の編成は、概ね5名~20名を原則として構成する。
  - (4) 班の編成、構成人員については、各地区の実情を考慮し、毎年度上期末までに 見直す。

(役員)

第4条 地区に地区長(1名)副地区長(2名以内)を、各班に班長(1名)を置き、 会員の中から適任者を選び、会長が委嘱して理事会に報告する。

(職務)

- 第5条 前条の役員の職務は次のとおりとする。
  - (1) 地区長
  - ア センターの理念の浸透、会員相互の交流親睦を推進する。
  - イ センターからの会員に対する情報等を班長へ配布する。
  - ウ 地区内の情報(各班の構成・班員の要望・意見地区内の情況等)をセンターに 連絡・調整する。
  - エ 地区毎に行う事業等を計画し実施する。
  - オ センターのPRを行う。
  - (2) 副地区長
  - ア 地区長の職務を補佐し、地区長に事故あるときはその職務を代行する。

#### (3) 班長

- ア 班員相互の交流を計り、親睦を深めると共にセンター事業への出席を要請する。
- イ センターからの情報等を班員に配布する。
- ウ 班員の情報(就業状況、健康状況)の把握に努め、必要と認めた場合地区長へ 連絡する。
- エ 班員と共に班内の市民の方々にセンターの事業の PR に努める。

### (4) 班員

ア 班員はセンター会員であることを自覚し、役員と共に地区規程の目的達成に努める。

#### (会議等)

- 第6条 地域班の会議は、地区長会議、班長会議及び地区研修会とする。
  - (1) 地区長会議は、年度事業計画により上期、下期に開催するものとし会長が招集 し、参加対象者は各地区長、副地区長、及び事務局関係者とする。
  - (2) 班長会議は、年度計画により開催するものとし地区長が招集し、参加対象者は地区長、副地区長、各班長、地区選出の理事及び事務局関係者とする。
  - (3) 地区研修会は、原則として年1回開催するものとし地区長が招集し、参加対象は地区会員全員、三役の代表者及び事務局関係者とする。

## (任期)

第7条 地区長、副地区長及び班長の任期はそれぞれ1期2年とし、2期をもって交替するものとするが、地区の実情に相応した対応ができるものとする。

### (委任)

第8条 この規程の施行について、必要な事項は会長が理事会の議決を経て定める。

- 附 則 1、この規程は、昭和57年12月18日より施行する。
  - 2、この規程は、平成62年5月14日より施行する。
  - 3、この規程は、平成3年4月1日から施行する。
  - 4、この規程は、平成10年2月23日より施行する。
  - 5、この規程は、平成10年6月16日より施行する。
  - 6、この規程は、平成12年4月28日より施行する。
  - 7、この規程は、平成15年4月1日から施行する。 但し、この規程の施行日において、在任期間4年以上の役員に対す7 条の適用は、平成16年4月1日まで延期することができる。
  - 8、この規程は、平成15年12月16日から施行する。
  - 9、この規程は、平成18年3月22日から施行する。

- 10、この規程は、平成18年9月19日から施行する。
- 11、この規程は、平成24年4月1日(公益社団法人移行認定登記の日) から施行する。
- 12、この規程は、平成30年10月1日から施行する。
- 13、この規程は、令和4年4月1日から施行する。